

正誤表

下記のとおり、誤記がありましたので訂正いたします。

・ 正誤箇所誤正

正誤箇所	誤	正
P5 【表2：用語の解説】 中小企業事業主の解説欄	常時雇用する労働者が300人以下である事業主。常時雇用する労働者の数の算定に当たっては、短時間労働者（事業所において雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、一週間の所定労働時間が30時間未満の者をいう。）はその一人をもって0.5人として算定する。ただし、除外率（No.7参照）は考慮しない。	その資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主